

船舶事故調査報告書

令和7年7月9日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和6年2月13日 07時00分ごろ
発生場所	茨城県北茨城市大津漁港南南西方沖 大津港南防波堤A灯台から真方位208° 4.9海里付近 (概位 北緯36° 44.9′ 東経140° 44.2′)
事故の概要	漁船達佳丸は、北北東進中、また、漁船豊伸丸は、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和6年3月6日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 達佳丸、4.9トン IG3-6527（漁船登録番号）、個人所有 第231-13634号（船舶検査済票の番号） B 漁船 豊伸丸、4.9トン IG3-6062（漁船登録番号）、個人所有 第231-9192号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長A、一級小型・特殊・特定 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部に破口等 B 右舷船尾部に擦過傷等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.3m
事故の経過	A船は、船長A及び甲板員1人（以下「甲板員A」という。）が乗り組み、しらす引き網漁の目的で、大津漁港を出航し、同港南南西方沖の漁場で操業した後、帰航を開始した。 船長Aは、操縦席の前に立ち、手動操舵により、約12ノットの対地速力で北北東進中、周囲で操業中の他船が引いている網が気になり、他船の網に意識を向けたまま操船していたところ、船首部に衝撃を受け、A船の左舷船首部と漂泊して操業中のB船の右舷船尾部とが衝突したことに気付いた。 甲板員Aは、衝突時、船首部甲板上でしらすの水洗い作業に意識を集中しており、B船に気付かなかった。 船長Aは、所属する漁業協同組合に本事故発生の連絡を行い、同組合は海上保安庁に通報した。 A船は、自力航行不能となり、僚船により大津漁港にえい航された。

	<p>B船は、船長B及び甲板員1人（以下「甲板員B」という。）が乗り組み、しらす引き網漁の目的で、大津漁港を出航し、同港南南西方沖の漁場に到着後、操業を開始した。</p> <p>船長Bは、北北東進して網を引いた後、主機を中立運転とし、船首を北方に向けた状態で漂泊して、船尾部甲板上で甲板員Bと共に揚網作業を行っていた際、B船の船尾方約200～250mに接近するA船を見たが、ふだん航行中の他船は漂泊中のB船を避けていたので、今回もA船がB船を避けると思い、同作業を続けた。</p> <p>船長Bは、B船の船尾方約20～30mに接近したA船を見て衝突の危険を感じ、A船に向かって大声で叫び、また、操縦席に戻りB船を前進させたが、A船とB船とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Aが自身の所属する漁業協同組合に本事故発生連絡を行ったことを確認後、自力で帰航した。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
<p>分析</p>	<p>A船は、北北東進中、船長Aが、周囲で操業中の他船が引いている網が気になり、他船の網に意識を向けたまま船首方の見張りを行っていなかったことから、前路で漂泊して揚網作業中のB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、漂泊して揚網作業中、船長Bが、B船の船尾方から接近するA船が操業中のB船を避けると思い、継続した見張りを行っていなかったことから、B船に対する避航動作が遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、ふだん航行中の他船は漂泊中のB船を避けていたので、今回もA船がB船を避けると思ったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、A船が北北東進中、B船が漂泊して揚網作業中、船長Aが、周囲で操業中の他船が引いている網に意識を向けたまま船首方の見張りを行っていなかったため、前路で漂泊して揚網作業中のB船に気付かず、また、船長Bが、B船の船尾方から接近するA船が操業中のB船を避けると思い、継続した見張りを行っていなかったため、B船に対する避航動作が遅れ、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、航行中、特定の対象のみに意識を向けることなく、常時、周囲の見張りを適切に行うこと。 ・ 小型漁船の船長は、漂泊して操業中、航行中の他船が自船を避けるとは思わず、常時、他船の動静に注意を払うこと。 ・ 船長は、海上で事故が発生した場合には、事故発生場所から速やかに海上保安庁に通報すること。

付図1 事故発生経過概略図

